

ベグライテン

“憲法カフェ@四ツ谷”のご案内

私たち国民の熱心な運動と野党の結束のおかげで、自民党と安倍政権はこの臨時国会での改憲案提示を断念せざるをえませんでした。しかし、喜んでばかりいられません。自民党は、決して改憲を諦めたわけではなく、来年の通常国会で強引に改憲手続きを進めようとしているからです。

私たちは、自民党が憲法審査会で検討してもらおうと言っている、自民党の改憲案をもう一度勉強し直しているところです。その第2回目として、緊急事態条項を取り上げ、どう説明すれば一般の人が自民党案のたくらみに気が付くか、検討したいと思います。

もともと初心者向けの勉強会です。ご家族、友人を誘ってご参加ください。SNS、MLなどで、宣伝して下さるようお願いいたします。

.....

ベグライテン 憲法カフェ (第3期 第3回)

自民党改憲案を学ぶ(その2)

～ 緊急事態条項について ～

□ 日 時：2018年12月13日(木) 18:30～21:00

□ 場 所：東京法律事務所 1階会議室

アクセス：JR四谷駅・四谷口前（しんみち通り入口横のファミリーマートの隣）

Tel:03-3355-0611 <http://www.tokyo-law.gr.jp/about/location.html>

□ 提題者：岸 松江 弁護士(東京法律事務所)

森 正樹 さん(ベグライテン世話人)

□ 司 会：関根 和彦 さん(ベグライテン世話人)

□ 参加費：1人500円+印刷代(100円程度)(参加費は提題者への謝礼含む)

□ 飲み物は各自持参してください。

□ 連絡/問合せ先：大塩：veu03273@nifty.ne.jp 関根：090-9146-6667